

令和4年6月定例会資料

提出議案条例新旧対照表

東員町

議案第 27 号	専決処分の承認を求めることについて	・ ・ ・ ・ ・	< 2 >
議案第 29 号	東員町町税条例等の一部を改正する条例（第 1 条）	・ ・ ・ ・ ・	< 2 2 >

東員町町税条例（昭和30年東員村条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（法人の町民税の申告納付） 第 48 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、<u>租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 37 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	（法人の町民税の申告納付） 第 48 条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～8 略

- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321

条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市（町・村）民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 9 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 9 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。

9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 60 項及び施行規則

法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 62 項及び施行規則

で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。	で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。	10～14 略
11 第 9 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。	
12 第 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 5 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 9 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規	

則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを町長に提出しなければならない。

14 第 12 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9 項の申告につき第 12 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 69 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第 12

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、1 回につき 300 円とする。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、証明書 1 枚ごとに 300 円とする。 2 前項の証明書の枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める。 附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1 回につき 300 円とする。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 2 略 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、証明書 1 枚ごとに 300 円とする。 2 略 附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 略
---	---

2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	2 略
3 法附則第 15 条第 16 項に規定する町の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。	3 法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。
4 法附則第 15 条第 23 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	4 法附則第 15 条第 22 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
5 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	5 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
6 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	6 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
7 法附則第 15 条第 24 項第 3 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	7 法附則第 15 条第 23 項第 3 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
8 法附則第 15 条第 25 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	8 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
9 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	9 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
10 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	10 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
11 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定す	11 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定す

る町の条例で定める割合は3分の2とする。	る町の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は12分の7とする。	16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は12分の7とする。
17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
20 法附則第15条第30項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	20 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	21 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

22 <u>法附則第 15 条第 35 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	22 <u>法附則第 15 条第 34 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
23 <u>法附則第 15 条第 42 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	23 <u>法附則第 15 条第 39 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
	24 <u>法附則第 15 条第 43 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 6 分の 1 とする。
	25 <u>法附則第 15 条第 44 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
24 <u>法附則第 15 条の 8 第 2 項</u> に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	26 及び 27 略
25 <u>法附則第 64 条</u> に規定する町の条例で定める割合は 0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 64 条に規定する特例対象資産にあつては、0）とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第 10 条の 3 <u>法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項</u> の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。	第 10 条の 3 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日	
2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 3 項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日 (4) 当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由	2 ～ 7 略
3 法附則第 15 条の 8 第 1 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 8 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

4 法附則第 15 条の 8 第 2 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 12 項第 1 号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12

条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項

各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由 9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又</u>	(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由 9 略 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又</u>
--	--

は 同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋

は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

11 及び 12 略

が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい	第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 <u>（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）</u> を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

て法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

て法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

べき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

東員町町税条例（昭和30年東員村条例第11号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（納税証明書の交付手数料） 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付_____ _____を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2 及び 3 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2 及び 3 略 <u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u>	（納税証明書の交付手数料） 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<u>（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2 及び 3 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2 及び 3 略 <u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>

<u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた	5 略 6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u> （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u> _____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた
---	---

特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 略 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料	特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 略 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料
---	--

控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

_____に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第3号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

- 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第3号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

- 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3～10 略 第36条の3 略 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。 （個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 略	3～10 略 第36条の3 略 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。 （個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除</u>
--	--

(2)及び(3) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料

_____は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付_____

_____手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

(2) 特定配偶者の氏名

(3)及び(4) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について

2 略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

<u>同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u> (2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u> 3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の2 略	3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>____の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の2 略
---	--

2及び3 略 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の3 略 2及び3 略 4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項に</u>	2及び3 略 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u> 5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の3 略 2及び3 略 4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u>
---	---

<u>において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u> 5 略 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)<u>における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税	5 略 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)<u>における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る</u> <u>同条第4項に規定する確定申告書にこの項</u> <u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u> <u>であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税</u>
---	--

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

東員町町税条例（令和3年東員町条例第14号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
東員町町税条例（昭和30年東員村第11号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改める。 （後略） 附 則 （町民税に関する経過措置） 第2条 改正後の東員町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分 _____は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。	東員町町税条例（昭和30年東員村第11号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u> （後略） 附 則 （町民税に関する経過措置） 第2条 改正後の東員町町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。